

天保の飢饉と備米

——秋田藩の場合——

菊池 勇夫

はじめに

東北地方といっても藩・地域によって凶作・飢饉の強弱は一様ではない。一八三〇年代の天保の飢饉はとくに天保四年（一八三三）、同七年、同九年が大凶作となり、翌年夏にかけて飢えや病でたくさん命を奪った。このうち、最初の生活・生命の危機となった天保四年秋～翌年夏の食料事情は、太平洋側より日本海側のほうがより深刻で、出羽秋田藩（久保田藩）では流民化した飢人が津軽や仙台などに逃亡したり、食料高騰から米騒動が起きたり、あるいは藩の飯料対策が農民の反発を招いて一揆が起ころるなど、その後が続く天保の飢饉の困難のなかでも最悪の事態となっている。天保四年が巳年だったので、「巳年」の凶作・飢饉としてその後長く記憶された。

小論の意図は、米所である秋田藩がなぜ天保四・五年に食料不足から悲惨な飢饉に陥ったのか考えてみることにあ
る。そこには凶作ばかりでなく、米の領外移出など経済的な事柄がさまざまに絡んでいたが、凶年に備えて飯料が確

保されていればひどい飢饉にはならないものである。天明飢饉以降、秋田藩でも備荒貯蓄にかなり力を入れて取り組んでいた様子が窺える。しかし、それが天保四・五年の飢饉で実際に機能していたのか否か、そのことが問われなくてはならない。また、衝撃的であった天保四・五年の飢饉体験がその後どのような飢饉への備えを展開させていくのか、ということも天保飢饉論としては必要である。小論ではこうした関心から、秋田藩では「備米」と呼んだ備荒貯蓄にもっぱら焦点をあててみようと思う。

一 鷹巣村肝煎の凶作・飢饉認識

秋田郡鷹巣村の成田兵左衛門（一七七八〜一八四八）は享和元年（一八〇二）から天保八年（一八三七）まで肝煎を勤め、天保の飢饉の体験を後世に伝えようと、『天保四年癸巳凶作之記』^①や『老農見聞録』^②などの著作を残した。前者の凶作記に「昔より大凶作の年」として、元和元年（一六一五、日枯）、同八年（*）、寛永一八年（一六四一、不熟）、同一九年（不熟）、延宝二年（一六七四*）、貞享三年（一六八六）、元禄八年（一六九五*）、同一二年、同一五年、宝永元年、延享四年（一七四七）、宝暦五年（一七五五*）、明和四年（一七六七*）、安永二年（一七七三*）、天明三年（一七八三*）、文化一一年（一八一四*、同一〇〜一二年の三ヶ年続き）、天保四年（一八三三*）を挙げている。

このうち、蔵高一〇〇石あたり毛引高が三〇石を超えたのは九ヶ年（*印）あり、天保四年の六九石五一八（五斗一升八合、以下斗升合を省略）を最高に、元和八年四〇石、天明三年の三九石五五七がそれに次いでいる。天明三年も「飢民病死民夥しき事」と記される飢饉であったが、天保四年はそれをはるかに上回り、この二〇〇年間（幕初以

来)、経験したことのない大凶作と捉えられている。天明三年(一七八三)のときは村々に一升の収穫(一坪の杵収量か)のある場所もままみられ、平均四歩(分)の作に収まったが、天保四年は平均二歩の作であったという。これは成田兵左衛門だけの受けとめではない。具体的に例を挙げるのは省くが、当時の文書・記録をみれば、秋田藩の士・民を問わず、近世を通じて最大の凶作・飢饉年であったというのが共通の認識であった。

飢饉の死者数は、秋田藩が天保五年二月六日、幕府老中(御用番松平加賀守)へ届け出た「死亡人御届書」によれば、天保五年四月中より疫病が流行して二月一五日までに領内六郡で五万二四六四人が死亡したとされている(石井忠行『伊頭園茶話』⁽³⁾)。四月以前の餓死者がどれほどいたのかよくわからないが、飢えて体力が弱っていたところに疫病が襲い、直接の死因としては多くが疫病死であったのであろう。兵左衛門も「(天保五年)五六月になれば流行病日増殖て瘦たりふくれたり、居たるものに当りて死るハ尤なるに、達者なる者も大小家共に死人夥し。…右村(坊沢村)ハ三百軒あるに病気のいらぬ家ハ、六月廿日頃迄ニ唯四軒ありといふ也」、「流行病日増殖、六月廿日頃見聞に、其村に寄り家内皆死絶或ハ老人老人残り、又ハ世倅老人残り又ハ婦人老人残りたるもの共世上夥しき事」と、疫病に襲われた近隣村の様相を書き記している。天明の飢饉でも翌年の四月より流行病によって「人死莫大」であったといひ、似たような状況であった。

ではなぜ、未曾有の凶作年とはいえ、飢饉を凌げなかったのであろうか。兵左衛門は異常気象のせいにはしていない。人間の心掛けや対応のしてきたに問題があったとみている。その指摘の主要部分を引用しておこう。

(1)惣して沢々の村方ハ平年食物あしき故困らぬに、沖郷の平年能きもの計飲食する村々ハ、瘦たり腫たり死人夥し。是を鏡に平年の飲喰こそハ心付へきもの也。

(2) 稻ハ秋、麦は夏、此式食を以人命を相続のものなれハ、農書毎に作法至て委しくあれと、能代川上ハ寒氣甚敷所為か、麦の中作に当ルハ弍年に疋度、三年に疋度也、其中作たる百五拾坪一ツ役の畑より出麦六七斗あり、此代平年相続けハ疋升ニ付拾七八文なり、又藍や薑台等ハ平年右坪七ツ役ハ四五貫文代宛取れるもの、乍去凶作に逢たる頃ハ、拾年と拾五年は大小家となく麦を作れとも、自然代替り人替り凶作の苦しみを忘れ、次第に利潤に眼を付け打捨、尤作法も心得たるもの容易になくなるもの也。天明三卯年凶作以来にて心得しるへし。

(3) 今年此度村毎の郷備倉ハ皆空蔵、是に準し銘々の疋家ノノにも、雑穀ものたり共向ふ疋ヶ年の飯料貯置たるもの、大小家共疋人も是なきハ平年の心得あしき故なり。

まず(1)では、平年よいものばかり飲食している「沖郷」(田畑の開けた平野部)の村のほうに、悪しき食べ物(山沢の村(中山間地帯)より死人が多いとする。米食と雑穀食の良し悪しが念頭にあらうが、米食に慣れてしまうと、米が不足したさい悪食ができなくなり困ってしまうというのである。平年の飲食の心掛けが大事であるという指摘がある。

(2)では米と並んで麦を、人命を相続させる重要な作物と捉えている。不作・凶作によってその翌年の食料が不足がちななるのを、米より早い夏収穫の畑作麦が補ってきたという役割を認めてのことであった。ただ、米代川流域は寒冷地のため麦自体がまずまずの中作になることは二、三年に一度にすぎず、一五〇坪(一ツ役)あたり六、七斗の収穫があり、一升一七、八文の値段という(一五〇坪で一〇二〇文、一二六〇文の収入)。しかし、麦ではなく、藍・薑台(油菜)を栽培すれば一五〇坪から四、五貫文の収入にもなる(麦の四、五倍の収入)。凶作に懲りると一〇一五年くらいは麦を作り続けるが、代替わりして体験が風化していくと、利潤優先になり麦が作られなくなってしまう

う。それが生産現場にも商品経済が浸透してきた天明の飢饉以降のすがたであった。

(3)では凶年用に備えてあるはずの郷備蔵に米がない事態、そのみならず各農家にも雑穀であれ一ヶ年の食料すら貯えられていない事態が明かされている。凶作の備えがなっていないところに天保四年の大凶作が襲ったということになる。郷備蔵とはどんなものなのかも含めて、天明の飢饉以降に取り組まれた備荒貯蓄のありかたに問題がありそうである。以下、(3)の問題に踏み込んで検討していくことにしよう。

二 「貨殖」による備米

秋田藩における備米が政策的に取り組まれるようになったのは天明の飢饉以降のことである。飢饉直後の天明四年(一七八四)、「新法」を打ち出して、藩権力による全域的・一元的な農村支配に乗り出し、そのなかの構想の一つに代官役所の備米制度があった。役所蔵に「不時之備」をしておき、不熟の年には役所で毛引し、その備えの内から償い上納するというもので、そうすれば「上」の「検使」に及ばず、「上」の「御益」になり、かつ村方の物入りも省けるという趣旨であった。上納以後に「作食」が不足した場合にも「助成米」を役所蔵から出すとされていた。⁽⁴⁾

この「新法」自体は挫折したが、藩権力による地方支配の強化・再編は寛政七年(一七九五)の郡奉行の設置によって実現された。郡奉行は一郡に一人ずつ置き、所預支配下の高持百姓も含めて郡村に関わることはすべて郡奉行支配とし、役屋を中心とした親郷・寄郷体制が整えられた。そうした郡奉行の管轄下に設けられたのが「郡方御備米」(御備米、御役屋御備米ともいう)で、「郡方御備高」として設定された高分より納入された米穀を蓄えるという方法であった(郡方御備高御物成)。銀納の場合もあった。金森正也『秋田藩の政治と社会』に詳しいが、蔵元になった

在方商人・地主が収納、請け払いに直接関与し、郡方備金を貸し出し、月二分の利足を取るといふ、決して低利とはいえない利殖行為を伴うものであった。⁽⁵⁾

郡方御備米のほかに村側が管理・運営する「郷備米」があった。天明の飢饉以前にも秋田郡本城村のように、安永九年（一七八〇）に八幡講・稻荷講としてそれぞれ物成米五石ずつ計一〇石を備えて、これを年二分（二割）の利足で貸し付け、その利足で修復・建替を行うと取り決めている例があるが、これは必ずしも飢饉の備えを主眼としたものではない。制度的な備荒貯蓄としてはおおむね天明の飢饉以降、とくに郡奉行設置以降に始まるといつてよい。それまでは未分化のかたちで、藩の蔵米や肝煎・長百姓の貯えが救済・再生産機能をもってきたのだといえよう。

栗原健一「秋田藩における山村の備荒貯蓄」は、秋田郡小猿部の七日市村を事例に寛政期から幕末維新期にいたるまでの秋田藩の備荒貯蓄の展開を跡付けた論文で、以下の論述にあたって氏の成果によるところが少なくない。それによれば七日市村では文政一二年（一八二九）に小百姓による村方騒動が起き、二〇年前の郷備一〇〇石の行方が問題のひとつになっており、文化年間に備米が始まっていたことがわかる。また山本郡荷上場村では、文政元年『郷中そなひ錢貸付帳』と同種の、米錢貸付および取り立ての帳面が毎年作成されており、文政元年一月一八日の勘定では、貸付備金二九貫五七〇文、その利足八貫二八〇文と合わせ元利三七貫八五〇文（年利二割八分）、貸付備米一四石、その利米四石九斗と合わせ元利一八石九斗（年利三割）となっている（ただし、その後は年利が低くなり、米貸し付けは二割）。このように毎年貸し付けられ、その利足で備金・備米を増やしていく仕組みで、米収穫後の年末に帳面が長百姓のもとで作成されていた。

栗原論文によると、七日市村の場合、文政六年（一八二三）に郡奉行の主導で設置された郷備米の設置が一つの画

期となっている。七日市村は当高五五一石三七一、家数二三九軒、人数一〇三二人、馬数四六八疋であるが、文政六年、当高一石につき米一升取り立て（イ印、合計五石五斗九合）、これに拝領の郡方備米一石（ロ印）を足し合わせて始まった。文政七年には、当高一石につき米二升取り立て（ハ印、合計一石〇一八）、郡奉行が文政三年に当高一石につき三升取り立てた凶年備米の返還（ニ印、一六石五四五）、当村橋木備山の杉元木五〇〇本拝領し、その売払金による買米（ホ印、三五石）の三口、文政八年には、諸向省略の仕法によって備えた分（ヘ印、一五〇石）がそれぞれ積み立てられた。この郷備米は村側が自主的に始めたというより、「支配」（郡奉行）蓮沼仲・「御扱」（郡方吟味役）小川敬内の仰せ含めが強く働き、家一軒につき米五石ずつの備になるまで「貨殖」、すなわち貸付運用益によって増やしていくことが求められていた。二割の利子で貸し付けられ、文政九年には元利合計二八一石三三九の郷備米となっている。

同形式の史料として、栗原論文も触れるが、文政八年（起筆）の「本城郷倉備米帳」が残されている。七日市村と同形式のもので、文政六年以降の郷備米の蓄積状況が記載されている。⁹七日市村より後年のことも記載されているので、こちらを詳しく紹介してみよう。帳面の冒頭には郡方吟味役小川敬内の「此所に記せる備米は上より賜う所を種として郡の大吏（郡奉行）婆心を尽され、予（小川）も村長に示し合せ耕作にたちあうて積年余米を貨殖し凶年にも飢寒の憂を凌ぐにたれり。偕て今年文政八乙酉秋村方倉庫落成して後代の備となる事しかり」と、倉庫落成記念というべき文があり、郷備米の設置が官民一体的な取り組みであることが示されている。そして当高三七七石四八〇、家数一二二軒、人数五三一人、馬数二二八疋が記載され、そのあとに肝煎秋元喜藤治以下、同見習、長百姓（八人）の名を列記している。彼等が「村長」あるいは「統方相応」の者として管理業務の中心となることが期待されていた。

この郷備米帳には、イ印からノ印までイロハ順の二六回にも及ぶ米の蓄積が記されている。七日市村と同じく文政六年、「御扱」（小川敬内）による郷備えの仰せ含めによって、当高一石につき米一升ずつ取り立てた米三石七三八（イ印）に、郡方御備米より拝領した米一石（ロ印）を加えて開始され、家一軒につき米五石ずつの備えになるまで「貨殖」することとされていた。文政六年のイ印＋ロ印＝四石七三八は、年利二割で貸し付けられ（利〇石九四八）、同七年一二月には元利合計五石六八六（A）となっている。

文政七年は、作毛がよく「御扱」の仰せ含めによって、当高一石につき米二升ずつ出し合った米七石四四九（ハ印）、御扱船坂慶蔵勤中の文政三年に当高一石につき三升ずつ取り立てて凶年御備えとした分の村への返却米一一石二二四（ニ印）、御扱より高割のみでは迷惑の者もあるとの仰せ含めで、続方相応の者（肝入・長百姓九人）の出来三石六斗（ホ印）の三口を足し合わせ、これも「貨殖」すべきものとされた。すなわち、A＋ハ＋ニ＋ホ＝二七石九四九が年利二割（利五石五九〇）で、文政八年一二月には元利合計三三石五三九（B）となった。文政三年の凶年備米の徴収は七日市村にもみられるので、百姓が米を出しあう新たな備米制度が文政三年に試行的に始まったといえるが、郡方の管理から村方の管理に移されたのは、百姓の協力を得やすくするためであっただろう。

文政八年は積み増しがなく、翌九年一二月にはBの貸し付けで元利合計四〇石二四七（C）となった。文政九年は、同年豊作で毛見がなく、その祝儀金一〇〇疋拝領による替米五斗（ヘ印）、同じく御扱小川らへの拝領金の分配による替米三升（ト印）、「支配」蓮沼仲の仰せ含めで明年の不気候に備え当高一石につき米三升ずつ取り立てた米一一石三二六（チ印）、右の取り立てに応えた賞賜として郡方御備えより拝領の一石（リ）、の四口が足し合わせとなった。こうして文政九年（一二月）にはC＋ヘ＋ト＋チ＋リ＝五三石一〇三（D）となった。

その後文政一二年、豊熟により当高一石につき米五升ずつ取り立てた一八石八七九（ヌ印）、その取り組みの御賞として郡方御備米より拝領の米一石（ル印）、同年毛見なく祝儀金一〇〇疋による替米五斗（ヲ印）、同じく御扱小川ら祝儀金分配による替米三升（ワ印）、かねての申し含めで郷中諸払銭の米を割り戻さず備え置いた一五石（カ印）、の五口を足し合わせ、文政一二年一月には八八石五二（E）になった。ただし元利合計の数字は書かれていないので、Dは貸し付けられなかったのであろうか（その後も同様）。

文政一三年（天保元年）は、同年仰せ渡しの製薬取次所の業務（配薬、払代・残薬回収）に対する賞賜配分六二五文に、村方からも同額足し合せて備えた二斗五升（ヨ印）、毛見がなく「支配」よりの賞賜米一石（タ印）、明年の春農御救米として下されたが相応の作合で毛見願いがなく今年かぎり備え置きの一石八八八（レ印）、前同様の郷中諸払銭の米四石四二五（ソ印）、「支配」より備米石高不足を仰せ含まれ、郷中が申し合せて都合した米一三石（ツ印）、の五口で、Eと合わせ合計一〇九石〇七五（F）となった。

天保二年は、前年豊作で毛見がなくその祝儀の調銭七〇〇文拝領による一斗四升（ネ印）、郷中諸払銭の米一石三斗（ナ印）、「御改格」（皆済出府、馬調え、切支丹改めなど）辛労で肝煎らへ賞賜金百疋による三斗四升（ラ印）、右に同じく「御扱」賞賜金配分による米一斗五合（ム）、の五口、Fと合わせ一一〇石九六〇（G）となった。そして、天保三年は、前年豊作祝儀金一〇〇疋による米二斗五升（ウ印）、同じく「御扱」ら祝儀金配分による米一升五合（牛印）、郷中諸払銭の米二石四斗四升（ノ印）の三口の足し合わせとなったが、Gとの合計は一一二石六六五（試算）となっている。

所期の備米高は家一軒につき五石とされていたから、本城村の場合一二軒なので、まだその五分の一の達成にす

ぎなかつた。「上」から備米が出されたといっても、当高割だけでも五二石余と半分近くを占め、大部分が百姓側の負担によるものであった。七日市村では、文政一二年に小百姓が郷備米の残り勘定などに疑念を持ち、騒ぎになることがあったように（前出栗原論文）、村方の業務管理のもとに置かれても、勝手な運用や不正がないように、小百姓の信頼や協力が得られなければできない郷備米であった。

さらにこの郷備米の問題は、本城村・七日市村とも同様であったように、「貨殖」によって増やしていくことが求められていた。前述の荷上場村の場合も備銭・備米の貸し付けによる増殖が図られていた。いずれも米の場合年利二割の貸し付けで、救済のための低利とはいいがたいものである。本城村の場合、文政九年末勘定の元利までしか記載がなく、その後のことは不明であるが、貸し付けがうまく回収できていたものなのであろうか。荷上場村の文政九年一二月『内備米錢貸附元利取立帳』¹⁰によると、貸し付け米の利足のみが払われ、元米が貸し付けられたまま文政一年に至っている者が多い。文政九年末の元米・利米合わせ四六石八〇〇であったが、文政一年末と思われる「張紙」によれば四三石五五〇が「不納」であった。備米が利米で増えていくといってもそれは帳簿上のことで、元米が回収できていないのが実情であったのではないか。

三 機能しない備米

寛政期以降取り組まれた「貨殖」をベースとした官民一体的な備荒貯蓄は天保の飢饉で機能しえたのであろうか。天保四年（一八三三）大凶作の翌五年一二月、仙北筋で前北浦一揆（一月二六日）、続いて奥北浦一揆（二月一日）が発生した。この一揆は藩が飢饉下の飯米対策として進めようとした家口米仕法に反発してのことであった。

『天保四末年饑饉の日記』は次のように一揆の原因をとらえている。

有無相通下筋絶作ト繰替米等仰付ラル、ニヨリ起レリ、役方相回り百姓エ申論ハ、御領内六郡中ハ親子兄弟同様ノ事故、有無尽ク相通、死生存亡相共ニ申合、和順致ヘキ旨申合、依テ両北浦ノ内米ノ貯アル村々エ下筋絶作ノ郡県エ繰替米、四月末御下シ米着津迄御貸上嚴重仰付ラル、是騒立ノ源ナリ¹¹

家口米仕法は、藩が飯米の余裕のある地域・百姓から買い上げもしくは借り上げて、不足する地域にまわして配給するという、公権力として一元的に藩全体の飯米を確保・配給するという政策であった。その説得が地域（六郡）間の助け合い精神（和順）の強調であったが、他国買入れ米が届く四月末までの借り上げといっても、両北浦の人々の暮らしを脅かす死活問題だと受け止められた。引用の箇所が続いて、一揆が起きた奥北浦の檜木内辺は、平年も米不足で常に雑飯を食べ、積年辛苦を重ねて家ごとに米を貯え、飢饉の備えとしてきた、この時も粃の貯えがあり、平年の心掛けによってこの（天保五年）秋まで命に子細なしと安堵していたが、「御貸上」となれば絶作同様になつてしまふ、このように考える「愚痴ノ土民」には「勘弁」できないことであると、この日記の筆者は書いていた。

奥北浦村々の一揆勢の願書（二月）には「郷備粃之事」が要求項目の一つに掲げられ、「右は年々へり石たし粃蔵入しゆふく迷惑ニ奉存候間、御免被成下度奉願上候」と、郷備粃の廃止を求めるものでもあった。郷備えといつても年々減石し、足し粃の蔵入れ、「しゆふく」（しゆふくは蔵の修復か）の負担ばかりで、全然役立っていないという批判であった（『寛斎雜記』¹²）。これより前の前北浦一揆でも同様の要求が出ていたようで、藩はこれに対して、「郷備粃以来御備無之様致度候段」は「御沙汰」に及ばれ難いとして拒否している（二月二八日「御百姓共願書之向書付ヲ以早速左之通申渡候」¹³）。

凶年凌ぎ、後年の備えとして始まった郷備米（粃）は、それぞれの地域の実情、取り組みに即してどのように展開していたのか、具体的に明らかにしていく必要があるが、それにしても飢饉備えの貯蓄米が「迷惑」というのはその趣旨と相反していることである。その点を鋭く観察していたのが、前出の鷹巣村肝煎成田兵左衛門である。その説くところを『天保四年癸巳凶作之記』から紹介しておこう。

近年村々におゐて郷備米を夫々備ひ立たるに、貨殖に計り心を用ひ、去辰年（天保三年）六七歩の作並なれハ、はや貸方の分取立兼、帳面に計り米残あり、是偏ニ三十年に疋度、五十年に疋度の式歩三歩たる大凶作に逢ふて、其苦しみをしらする者勝なる故也、如斯人死なる大凶作ハ、弐三年不作続き世上困窮の所江計り先年より出来る物也、成程此度考ふれば、天明三卯年より五十年目也、七十の老人になけれハ右凶作の苦しみハ身に徹せぬなり、今年此度村毎の郷備倉ハ皆空蔵（以下、前述の引用文に続く）…。

このように兵左衛門は、近年村々が郷備米を蓄えてきたといっても、郷備蔵は皆「空蔵」状態で大凶作を迎えたときには役に立たなかったときびしい目を向けている。二、三年の不作が続いたあとに大凶作が襲ってくるものであつて、天保三年の不作によって貸し付けていた備米が返却されず、同四年の大凶作のときは帳簿上ばかりの残米になっていたのである。その原因は何かといえ、ば、「貨殖」すなわち貸し付け運用益で貯蓄米を増やしていくことばかりに気を使っているからであった。ほかの箇所でも、「人死のある大凶作へ届け候備米ならば、貨殖等ハ元より亦ハ秋作見居たる連、米高直の変ありとも手を入れぬよふにすへし、兎角時の利潤に眼を付けてハ永久の備にならぬ事」と、大凶作のための備米というのであれば「貨殖」はむしろ、秋作が心配なく米が高値になったとしても、利潤に目がくらんで売るのは、永久の備えにならないと強調し、天明の飢饉から五〇年も経てば、七〇歳の老人でなければ凶作の

苦しみがわからないものだ」と述懐している。

実際の様子では、坊沢村や小繋村では郷備米はむろん調えた余米も無く、鷹巣村から日々米を遣わしたし、阿仁三ヶ所は郷備米がなく、郡方が米内沢へ施行小屋をかけて救い、飢民が四百人余も集まり、死人も四〇〇〜五〇〇人出たという。いっぽう、兵左衛門の鷹巣村には郷備米の貸し付け残りや調えの余米が「莫太」にあって、去年（天保四年）のうちから極窮の者へ備米をもって施米し、また田植えの飯米から、稲の若刈りをさせないための飯米まで、飯米を三度にわたって貸し付けた。鷹巣村はその寄郷ともに藩からの廻し米が予定される三月末まで「苦柄」にならないほどに余米があったので、寄郷前山村より七日市村へ四〇石、鷹巣村より綴子村へ一〇石を貸すことができた。種粳はどこでも備えかねていたが、鷹巣村・坊沢村では二〇〇石備え置いており、寄郷入用のほかは他郷へも三月の廻し米時に、米八合をもって返済するという条件（粳一升を玄米八合で返す意か）で貸している。鷹巣村のような親郷は秋田藩の「下も筋」にはなかったこと⁽¹⁴⁾で、兵左衛門は天保六年（一八三五）、功により紋付上下、永久帯刀御免の表彰を受けることになる。

先の引用箇所⁽¹⁴⁾で、それぞれの農家の飯料貯えもおろそかになっていると指摘していたが、巳年（天保四年）というのは時節が早く進み、先年より上作になる年柄であると考えて、凶作の備籾などをたまたま持っている者も、天保三年七、八月、米が高直になり六、七貫文（米一俵、あるいは一石か不明）になったさき売り払ってしまったものであった。これに懲りて、以来、凶作の備えものにはまったく手を付けてはならないという世上の教訓となった。あらためて論ずるまでもないが、飢饉時の米払底はこのようにして百姓自身、あるいは藩自体が作り出したことであった。ただ、こうした当時の世情にあっても、飯料持ちの人がいなかったわけではない。太田新田村の伊右衛門（六六歳）

は、天明三年の大凶作に懲りて数十年来心を用い、少しずつ枳を備え置いてきたので、天保四年の飢饉で貯えを調べてみると、別家や出入の者へ差し向けても明年一ヶ年の飯料がたぐさんあったという。綴子村仁三郎（七五、六歳）も同様の心掛けの人であった。また、南部（盛岡藩領）鹿角における凶年備えの稗のメリットも情報として語られているが、ここでは省略する。

このような認識は成田兵左衛門ばかりではない。山本郡二井田村・一関文書の『天保四癸巳年記録』⁽¹⁵⁾である。山本郡は二万石余の凶作の備えになり、三、四年以前に郡奉行より賞賜され、阿仁も近來村ごとに凶作備えがあり、比内の积込内、大館、二井田、笹館、十二処も奇郷の村々とともに相応の備え蔵があったのであるが、「然るに天道人を減するの時節にや、辰年（天保三年）不作ニ付、山本、阿仁を始、多分喰潰し、此節（天保四年）之用に立候は稀也」となった。兵左衛門の指摘と同じく、天保三年の不作で食い潰してしまい、本当に必要となった天保四年にはほとんど役に立たなかったというのである。

そこで「愚按」は、「飢饉の備は急と（きつと）饑饉」すなわち間違いなく飢饉になるようなときのためであって、少しの凶作のときの助けにはならない、そして年ごとに貸し付けて新穀で取り立てていると、毎年借りるものと心得て、豊年のときでも飯米の「仕格」（手立ての意）を講ぜず、小前の者は油断してしまうので、郷備えでも一家の備えでも常に備えておくことを忘れてはならない、ということであった。実際に備米が現有されていないと、飢饉のさい機能しないことを痛切に感じたのであったろう。

四 天保飢饉後の備米取り組み

秋田藩が寛政期以降、郡方備米にしても郷備米にしても「貨殖」によったことが帳簿上だけの空蔵状態を生み出し、飢饉の備えとしては失敗であった。このことの反省に立って天保の飢饉後に取り組まれたのが、天保七年に始まる「五升備米」である。この制度については金森正也氏の研究『藩政改革と地域社会』があるので、主にそれによってまとめておきたい。¹⁶⁾

五升備米は天保七年（一八三六）一〇月の郡奉行宛通達によれば、巳年（天保四年）以来凶年の備えが手薄になっており、「水旱之變」がいつ来るかわからず、万一巳年のような「死亡流離」に至っては大変だとして、永く安堵できるように立案されたものであった。¹⁷⁾ およその骨子は、百姓・町人の一歳く六九歳の男女に、一人につき米五升ずつ、天保七年から同一三年までの七年間差し出させ、年々その所に備え置くというもので、その取り扱いは肝煎・長百姓（村の場合）、あるいは庄屋・町代（町の場合）が担い、保管する蔵はその所の支配（郡奉行）が印符することになっていた。囲い置き石数は村町が毎年支配所限りに届け出、やがて目標の石数が備わったときには目付が回って見分するとしている。親郷―寄郷単位の備え蔵の保管体制になっていたようで、それに関与する村・町役人の恣意的な出し入れを許さない厳しいもので、凶作のさいの救助に限りその柵を使うと使用目的を限定していた。ただ、百姓・町人の出米にあたってはその年の作合いに応じて差し出させ、郡奉行の了簡で人頭割の不平等を緩やかにするために貧富差を勘案して差し出せてもよい（ただし惣人数の石数は確保する）とするなど、柔軟な対応も認めていた。年限に達した天保一三年（一八四二）、藩の刀番・目付が廻って見分したさい、備米は雑穀なども含め三万石余に

なり、藩主もひとまず満悦となった。しかし、まだ備え石数が目標に届かない所も少なからずあったので、弘化三年（一八四六）四月、七ヶ年分を「全備」する、麦粟稗（稗）は追々粃に引き替える、凶年の食料第一から錢札などは早々粃に引き替える、ふけ損減米にならないよう粃・蒸米にして蓄える、凶年救助の他には決して用いない、といった趣旨が改めて達せられた。⁽¹⁸⁾ここで重要なことは「貨殖」という考えがみられないことである。長期保存がきく粃や蒸米にして、食料の現物確保に意が用いられているといえよう。凶年備えとして緊急性の乏しい使用には歯止めをかけている。前節で述べた役に立たなかった備米という痛切な反省が藩・社会の共通認識になったことによる五升備米であったといえよう。そのため金森氏が指摘するように、この制度は百姓・町人の反発や抵抗を招くことなく定着していくこととなったのである。

五升備米の実際の取り組みについて、前出の栗原論文が七日市村（小猿部村々八ヶ村）の場合を具体的に明らかにしている。北秋田郡では天保七年、同九年と大不作が続ぎ、七ヶ年の年限中、悪粃による返却、あるいは出穀できない年などもあって順調には進まなかった。年限後の弘化年間に入って積み立てが本格化する。弘化四年（一八四七）でもまだ不足があったが、その後米・粃はすべて蒸米・蒸粃にして保存し、嘉永四年（一八五一）の見分では粃九〇四石九四七、米一八三石八五一、稗二七石四〇五を三ヶ所の蔵に蓄えている。安政三年（一八五六）に五升備米を入れる蒸籠板蔵が新築され、その後幕末維新期まで維持されていた。他にも男鹿の船越村などでは、嘉永元年（一八四八）までに「全備」し、同三年に五升備蔵が船越村寄郷、舟川村寄郷、宮沢村と「入合」で建設され、米を蒸して貯え、石数が九七三石九三六（半分余が粃）に達している（鈴木重孝『絹筋』⁽¹⁹⁾）。年限より遅れた所も貯蓄目標を完遂していたのである。嘉永五年（一八五二）調査では、五升備米は秋田藩の六郡全体で六万六七六一石余となっている

(金森前掲書)。

天保飢饉以後の備荒貯蓄は五升備米にとどまらなかった。実態は詳らかでないが、飢饉以前からあった郡方備米や郷備米は存続していたし、栗原論文によると秋田郡では安政二年(一八五五)以降、郷備米の貯蓄が推進されていく。とくに万延元年(一八六〇)からは五ヶ年計画による「老文備」などと呼ばれる備蓄が始まった。五升備米の達成に自信を得た藩がさらに村々の協力を得て、磐石の凶年対策を講じようとしたのであった。

万延元年四月の「秋田郡村々へ申渡之覚」(『被仰渡』²⁰)によると、秋田郡は惣人数に比べて高が不足の場所であるため、凶年の備えが薄くては一日も安堵できないとし、去る天保巳年(四年)の凶作には「米穀を難得して金銭を握り、餓死ニ及候もの不少有之儀ハ孰も見聞」していたので、備えが「全備」となるよう今年より五ヶ年のうちに備え置くものとされている。この備えは凶作で米穀を買入れできないときのための用意であって、急を凌いだら再び積み置き、嚴重の郷法を立てて子孫迄も安堵できるようにするもので、郡方備えからも元米として五ヶ年割で村々に下されることであった。郷備蔵は見廻役が封印し、米の出し入れのさいには郷役屋へ申し立てて請け払い、蔵の開閉のさいには詰合足輕を派遣して封印することになっており、村側の裁量に任せるのではなく、公的な管理下にもおくものであった。五升備米に準ずるものであった。この仰せ渡しを受けた天王村の場合、備え予定高は米七六七石、そのうち二〇七石がすでに郷備有米で、六〇石が郡方御備より五ヶ年割で下され分、残り五〇〇石が万延元年より五ヶ年割で村方が備え置く分であった。

五 維新期の備米使用

天保飢饉後に長期保存された備米のその後はどうなったのであろうか。栗原氏が明らかにした七日市村の場合、万延元年（一八六〇）に始まった「尅文備」の粃八八三石三三五は慶応四年の「軍事」（戊辰戦争）のさいに「兵糧米挽立」あるいは「諸人夫取扱」に使用されてしまい、明治四年時には「尅文備」以前からの郷備粃一四二石のうち四二石が減穀し、蒸粃にした一〇〇石が残っていた。

ここでは、独鈷村肝入小松多治右衛門『御用日記』を通して、維新期の備米利用について検討してみたい。独鈷村は親郷扇田村に属し、万延元年（一八六〇）一月一日の「書上」によると当高四六一石二二四、家数一二七軒、人数八一八人、馬数二三〇疋の村で、五升備米が二二八石二〇〇あった。⁽²¹⁾安政二年（一八五五）に郷蔵が改築されている。⁽²²⁾戊辰戦争下の慶応四年四月二〇日、郷夫（二〇〇石につき一人、一〇〇石以下御免）・小荷駄（二〇〇石以下御免）や、松明・草鞋の「軍割」が、ついで四月二五日、庄内征討の御用金の賦課（秋田郡二万三四〇〇両）が独鈷村にも達せられた。この件で閏四月一日に長名（長百姓）・小間居（小前百姓）が寺に集ったが、独鈷村の負担は、当高一石につき金一朱、郷夫四人、小荷駄馬二疋・口付二人、外に家一軒につき松明三本・わらじ三足という割り当てになり、郷夫は五ヶ月二〇両、その他は一ヶ月四両の支給であった。郷夫・口付を望む者が一四人と多く、「鬪拔」でさしあたり郷夫二人、口付一人を決めている。⁽²³⁾

突然の高割金・人指御用金を支度できないと判断した肝煎多治右衛門は閏四月四日に親郷へ相談に行き、「尅文備米」で上納したいと同話の役人と「取合」うが「大不同意」であった。そこで多治右衛門は大館役屋へ行き「御扱様」

(郡方吟味役) と「取合」い、半金上納の分について、昨日まで借方に駆け回ったが一金も手配できなかったのが当
秋まで「壹文備米」をもって「立替上納」したいと願ひ出る。この米は、「御見済御寿印」(五升備米のような郡奉行
の印符をさすか) が不要とはいへ、重い「被仰付」の「御備」で、秋作が見えなければ貸し付けてはならないもので
あったが、「御扱様」の「極意」は何程手配しても上納できないならば、半分は御定値段、半分は時相場で換金上納
するほかないという指示であった。ただ、備米立替のことは他へ「指障」となるので洩らさないよう命じられている。
戦争という非常時にあつては飢饉以外への転用やむなしという判断であつた。²⁴軍割・御用金のその後の経緯について
は省略する。

維新後の明治二年(一八六九)は慶応二年とともに全国的な凶作年であつたが、独鈷村も凶作に見舞われている。
東風、冷気、長雨、洪水といった「不天氣」によつて出穂が進まず、出穂も「一体疵穂」となつた。そこで独鈷村も
一〇月六日、当高一一五石七二三(上り御蔵入高・給分指上高・軍事御備高・郡方御備高・辛労免指上高の分、給分
屋敷納めは除く)の毛見願を出す、内九五石三二七が毛見願高、三〇石三九五が一ヶ年休高願であつた。秋田藩に
は南部・津軽・仙台辺より乞食(飢人)が入り込んできており、九月三〇日、一人たりとも見当たり次第村送りして
追ひ払うべし、との達しが独鈷村にも届いている。²⁵

こうした大凶作で、独鈷村の小間居たちが「蒸米」(五升備米)の分配を求めて行動を起こした。²⁶明治三年一月一
二日に組頭へ願ひ出たのが始まりで、村役人側は郷の諸勘定が済むまで、また五升備米は「重き御趣意形」で役屋に
届けなければ配分できないので、当月末まで待つように説得したが、「強いて只今」の配分を求める小間居一統は寺
へ集まり、要求を取り上げてくれなければ寺より引き取らない覚悟であつた。村役人が旧冬、五升備蒸米の配分につ

いて旧冬詰合に伺ったところ、雪が消えるまで控えるようにとの仰せであったので、すぐの許可は得られないと考えたようである。

しかし、小間居の要求に押し切られ、一月二五日、村の判断で五升蒸米の配分を決める。なお、「老文備残米」を小売米にあてる予定であったが、蒸米配分により見合わせる事になっている（升目改めで元米二六石一〇四俵のうち二石六四〇減）。二九日、五升備米を量り直し、一〇人が立ち合い、惣米一七〇石一七〇のうち八四石七五〇が上蒸米、八五石四八〇が中蒸米であった（他に蒸粃二八石四〇〇あり）。二月一日、五升備米の配分方法を決め、翌二日に配分した。四歳以上を配分対象としたが、帳付け外の者が少なくないが諸役を務めていないので除外、病死・離縁なども除外、ただし離縁で戻ってきた者、「御調」以後に生まれて四歳になった者は含めた。有人七七二人に対して、一人につき上米一斗一升、中米一斗一升、粃三升五合の配分となり、配分後に少し残った蒸米は「御調」に名はあるが、寺役・郷役を勤めていない一人へ与え、蒸粃はこのたびの入料にあてた。

二月二三日、御扱様より、「五升御備米御調なし村々配分」について尋ねられた。「表方申立」になれば、「御大切の御米故、重キ御料」になるところだが、「今年柄の事故配分為致候様可被成下被仰含」、表立った問題にはされず、ただし、「当秋より元石の通急度相備」えることが求められ、翌日、願書を認め、親郷へ差し出している。独鉦村を含む中野村など八ヶ村の肝煎が名を連ねており、五升備米の配分が他村にも広まっていたことになる。願書には、私共の村々は「極窮の村居」であって、「去ル辰年」（慶応四年）の「軍事御用」による「難渋」に加え、「去巳年」（明治二年）作合が「天保四巳年以来の絶作」になり、小間居の取り凌ぎにやむをえず五升備米を拝領したい旨が述べられ、配分は人別割とし、詰め戻しは元石通り当秋より申年（明治五年）まで三ヶ年間で取り立てるとしていた。

こうして小間居の要求が村役人を突き動かして五升備米を配分させ、これを藩の郡方役人も事後了承せざるをえなかったのは、備米はそれを出した小間居たち自身のもの、という強い意識があったからである。またそうした意識に支えられていたからこそ、積み立てに不平をいわずに協力したのだといえよう。領主側から押し付けられたというより、民衆側の権利意識の側面から天保飢饉後の備米を捉える必要がある。

独鈷村はその後、二月二三日に親郷以下組合一統で、拝借米・種物供給を願ひ出ている。²⁷独鈷村八一人のうち三七二人が飯料不足し、米一五八石八九八を拝借したいというもので（親郷寄郷全体で米二五七石一五四の拝借）、その願書に「戦争以来壹文備を始、銘々備置候米穀無残喰潰」になったと、備米の食い潰しをあげていた。藩はこの拝借米を拒否し、種物については才覚すると答えている。このような拝借米要求が出てくる背景には、天保四年、同七年の家口米仕法で、藩が領民一人ひとりの食料の確保を保障するという「仁政」²⁸理念と裏腹の關係にあるといえようか。このように天保飢饉後の備米は維新时期にかなり使い果たしたといえようが、その後については述べる用意がない。

おわりに

秋田藩で寛政期以降取り組まれた備米は天保四・五年の飢饉ではほとんど役に立たなかった。「貨殖」すなわち貸し付け運用益によって備米を増やしていくというやりかたであったが、それでは米が貸し出されたままになってしまい、帳簿上は増えていても実際の有米がなく、空蔵状態になっていたからである。そうした辛い体験から、永続的な備米制度とするためには、金融・利殖に依らず経済活動から切り離して、実米として確保しておくことの必要性が

よく認識されることになったといえよう。五升備米が蒸米・蒸粉にされ長期保存に耐えられるようにしたのはその表れである。

最後に成田兵左衛門に再び登場してもらおう。隠居後の弘化三年（一八四六）に書かれた『老農見聞録』の一節である。

扱津軽南部におゐて年来の御備米莫太并下々にもありて、巳年（天保四年）凶作のため、午未申此三ヶ年（同五〜七年）在々急度御取扱被成置たるに、去酉（同八年）の夏中よりさつはり御手切れなりといふ。如斯なれば兎角五六年の備ひなければならぬもの、是聖人の言九年の備に当り、恐入たるものなり。（中略）

そこで、肝煎・長名は治世の軍師役なるもの、明年にも知れぬ大敵の凶作よせきたらば、是を防ぐに平年心を用ひ、備米を沢山積立置、三ヶ年も四ヶ年も続くと思て、其心配ある時は、味方の村中耆人も殺さぬ軍師の計略なり。此遠慮工夫のなき軍師ならば、退役して良能の者へ随ひ、大敵の来たる時助かる方は専要なるへし。²⁹

津軽・南部の例をあげて、十分に備米があつたとしても、凶年が長く続けばもたなくなるもので、五、六年も耐えられる備えが必要だとする。聖人の九年の備えというのは、『礼記王制篇』にある「国に九年の蓄へ無きを不足と曰ひ、六年の蓄へ無きを急と曰ひ、三年の蓄へ無きを、国其の国に非ずと曰ふなり」という箇所をさし、備荒貯蓄の考え方として広く知られた警句であつた。³⁰ 肝煎である兵左衛門はその役割をきびしく問い、「治世の軍師役」である肝煎・長名は、凶作は三、四年も続くものと思得て、村内の一人も死なせてはならない、遠慮工夫のない軍師は退役すべし、と言いつ切っていた。天保の飢饉を乗り切つた自負も窺えよう。

天保飢饉後の藩・郷村あげての備米の取り組みは、大凶作以外の利用（貸し出し）を認めないものとして再構築さ

れた。村側（肝煎・長名）に備米蔵の管理業務を基本的に任せ、それを郡方役人（公権力）が監督・許認可することによって村役人の恣意性を排除し、その一方で出来した小間居による監視の目も働き、おおむね成功裡に進んだと評しえるのではないだろうか。幕末維新期の凶作・戦争で備米をほとんど使い尽くした村々がみられるが、村内から餓死者を出さずに乗り切った様子である。もし、天保飢饉後の公共的な備荒貯蓄がなごりにされていたら、人々の生命の危機がもっと深刻なものになっていたに違いないのである。

〈注〉

- (1) 秋田県立文書館（東山文庫）所蔵。また、『森吉町史』資料編第九集（森吉町史編纂会編集・発行、一九八〇年）にも翻刻されている（ただし一部省略）。
- (2) 今村義孝監修『新秋田叢書』第一期第一五卷（歴史図書社、一九七二年）。他に『永年記』が『鷹巣町史』別巻資料編一（鷹巣町、一九八六年）に収録されている。
- (3) 『新秋田叢書』第一期第八卷（一九七二年）三〇一頁。ちなみに、天保四年の六郡人口は三六万九四八一人（武士・寺社、鉱山人口除く）であった（『伊頭園茶話』二三、『新秋田叢書』第一期第一〇卷、二七三頁）。
- (4) 柳谷慶子「秋田藩後期の農村支配再編について―天明四年「新法」を中心に―」（『地方史研究』一八一号、一九八三年）。
- (5) 金森正也『秋田藩の政治と社会』（無明舎出版、一九九二年）一〇九～一一三頁。
- (6) 「郷中備米取立証文之事」「秋元文書」「森吉町史」史料一（森吉町役場企画課編集・発行、一九七五年）一七～一九頁。
- (7) 栗原健一「秋田藩における山村の備荒貯蓄―出羽国秋田郡小猿部七日市村を事例に―」（『徳川林政史研究所研究紀要』四八号、二〇一四年）。
- (8) 『町史資料菊池文書』（二ツ井町史編纂委員会編集・二ツ井町発行、一九九六年）五三〇～五三一頁。

- (9) 「本城郷倉備米帳」『秋元文書——森吉町史』史料一』七八〜九一頁。
- (10) 前掲『町史資料菊池文書』五六二〜五七三頁。
- (11) 青木虹二編『編年百姓一揆史料集成』一三卷(三一書房、一九八五年)二八〜二九頁。
- (12) 同前四四頁。
- (13) 同前三七頁。
- (14) 『秋田人名大事典』(秋田魁新報社編・発行、一九七四年)二九八頁。
- (15) 高橋秀夫編集『大館市史編さん資料——大館地方資料文書』八集(大館市史編さん委員会、一九七三年)五六頁。
- (16) 金森正也『藩政改革と地域社会——秋田藩の「寛政」と「天保」』(清文堂出版、二〇一一年)の第八章「飢饉状況の克服と藩政」参照。
- (17) 今村義孝・高橋秀夫編『秋田藩町触集』下(未來社、一九七三年)二八五〜二八六頁。七九八〜七九九頁。
- (18) 『秋田県史』資料近世編下(秋田県編集、加賀谷書店発売、一九七九年復刻版)八一〜八二二頁。
- (19) 『新秋田叢書』第一期第四卷(一九七一年)一七九頁。
- (20) 『天王町誌資料』(天王町、一九六八年)六五九〜六六四頁。
- (21) 比内町教育委員会町史資料編さん室編集『比内町史資料編』第二集(比内町、一九八八年)一八二頁。
- (22) 同前五二頁、七五〜七六頁、九九〜一〇〇頁。
- (23) 『比内町史資料編』第四集(一九九〇年)四五頁、四八頁、六〇〜六一頁。
- (24) 同前六五〜六六頁。なお、この「宍文備米」のほかに、「郷蔵米」の貸し付け(閏四月一日、五月二四日)の記事がみえるが、この「郷蔵米」が「郷備米」と同じものか否か、判断を留保していく(六一頁、一〇九頁)。
- (25) 『比内町史資料編』第六集(一九九二年)六四〜六六頁、一一二頁、一二〇〜一二三頁。
- (26) 同前一四一〜一八七頁。

(27) 同前一七五～一七八頁。

(28) 秋田藩の「仁政」理念の展開については、金森前掲書四一三～四一八頁。

(29) 前掲『新秋田叢書』第一期第一五卷四五六頁。

(30) 拙著『飢饉から読む近世社会』（校倉書房、二〇〇三年）、第一章「三年の蓄えなきは国にあらず―幕藩制社会の危機管理論―」。

〈付記〉 本稿は科学研究費基盤研究（C）「東北地方の天保の飢饉を中心とした非常態と飢饉の記憶に関する研究」の成果の一部である。